## 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」中一部改正

- 8. (2) を横線のとおり改める。
  - (2) 時価売却価格比率

時価売却価格比率は、売却国債の残存期間に応じ、次のとおりとする。

ィ.	残存期間1年以内のもの	٥.	<u>997</u> 0.	998
ᡇ.	残存期間1年超5年以内のもの		0.	994
25.	残存期間 5年超10年以内のもの	٥.	<u>980</u> 0.	981
Ξ.	残存期間10年超20年以内のもの		0.	964
朩.	残存期間20年超のもの	٥.	<u>9480.</u>	941

## (附則)

- (1) この一部改正は、平成 17 年 10 月末までの総裁が別に定める日から 実施する。
- (2) 8.(2) に定める時価売却価格比率については、原則として年1回 程度の頻度で、金融市場の情勢等を踏まえた検証を行い、その結果に 基づいて必要な見直しを行うものとする。